



離島割引還付金請求のご案内



沖縄県では、離島住民の割高な航空運賃の負担を軽減する「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施しています。
石垣市では、この事業を活用して石垣市民の移動に伴う離島割引航空運賃の一部を還付しています。

✓ 対象者は、

※ 石垣市に住民登録しており、離島割引運賃の適用を受けて航空機を利用した次の方を対象とします。



小学校6年生までの小児



身体・精神・療育等の障がい者手帳をお持ちの方

✓ 対象期間は、



令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 対象期間内に搭乗した分の離島割引運賃が対象です。

✓ 対象航空会社は、



JTA

日本トランスオーシャン航空



RAC

琉球エアコミューター



ANA

全日空



SNA

ソラシド

✓ 対象路線は、

※ 船便は対象外です。

石垣 ⇄ 与那国

石垣 ⇄ 那覇

石垣 ⇄ 宮古

✓ 請求期限は、



令和9年4月1日まで

※ 期限すぎると還付を受けられませんのでご注意ください。
※ 期限直前は、窓口が大変混み合いますので、余裕を持って申請してください。

✓ 請求窓口は、

石垣市役所市民課窓口 TEL 87-5076

受付時間

平日:8:30～17:15(12:00～13:00除く)

✓ 還付金請求の手順は、

Step 1



離島割引運賃で航空券を購入する

Step 2



対象路線・航空会社に搭乗する

Step 3



還付請求書に必要書類等を添付して窓口を持参する

✓ 添付書類は、

① 還付金請求書（市HPからダウンロード）

② 領収書の原本

※宛名が、請求者又は本人であるもの

※離島割引運賃の記載があるもの（記載が無い場合は、次の③のいずれかに離島割引の記載があること）

※航空運賃の全部・一部を問わずマイルやポイント等の支払いを利用して購入した航空運賃は対象外です。

③ 搭乗券又は搭乗証明書又はご搭乗案内の原本

※搭乗日・区間の記載があること

※領収書に離島割引運賃の記載が無い場合は、搭乗券又は搭乗証明書又はご搭乗案内のいずれかに記載があること

④ 対象者本人の離島割引運賃カードの写し

⑤ 予貯金通帳又はキャッシュカード写し

※還付金振込の金融機関・口座番号・名義人が確認できること

⑥ 運転免許証又はマイナンバーカードの写し

※請求者の本人確認ができること

⑦ 印鑑（シャチハタ不可）

⑧ 障がい者手帳の写し（対象者が障がい者のみ）



注意事項

1. 搭乗日において離島割引運賃カードの有効期限が切れている場合や、交付受けていない場合は対象外です。
2. 早割・乗継割等（ホテルパック含む）は、対象外です。
3. 航空運賃の全部・一部を問わずマイルやポイント等の支払いを利用して購入した航空運賃は対象外となります。
4. 還付金請求期限が過ぎた場合や、還付金請求書・添付書類等に不備がある場合は、受付できません。
5. 還付金請求書や添付書類は、写真や電子データでの申請は受け付けていません。
6. 虚偽申請や不正が判明した場合は返還を求める場合があります。

詳しくは、石垣市ホームページで確認してください

石垣市 離島割引運賃還付金

検索



※「領収書」で離島割引運賃であることが確認できない場合、「搭乗券」、「搭乗証明書」、「ご搭乗案内」のいずれかで離島割引運賃の確認を行います。

OO航空
 ご搭乗案内
 Boarding information slip
 この席もお客様のご利用となります

イシガキマ タロウ 様
 ●出発DEPARTURE ●行先DESTINATION
 石垣 ⇨ 沖縄
 ISHIGAKI NAGASHI

●機体FLIGHT
 AAA123
 ●座席CABIN
 21 4J
 ●搭乗EJECTA
 02/06
 ●機体種別 FARE TYPE
 JHDWAAAA/WK
 ●出発時刻 DEP.TIME
 15:00
 ●到着時刻 ARR.TIME
 14:50

☐ 対象者本人の障がい者手帳ですか
☐ 対象者本人の顔写真、障がい者等級表による級別、旅客運賃減額種別を確認できますか

